

【新型コロナウイルス】自宅待機、集会制限、賃借に係る立ち退き猶予等の追加措置

3月29日、モリソン首相は国家内閣後の記者会見において、以下の追加措置（最初の3点は3月30日深夜から適用）を発表しました。

- 全ての豪州人に対して、生活必需品購入、医療・健康上の処置、集会条件に則った運動や必要不可欠な通勤・通学等を除き、自宅での待機を強く要請
- 屋外・屋内含め家族以外との集会は2人（自分ともう1人）に制限
- 遊び場、スケートボード場、屋外ジム等を閉鎖
- 70歳以上の者、既存症又は併存症を有する60歳以上の者等に対し、自宅での自己隔離を強く要請
- 新型コロナウイルスの影響を受けた経済的困窮者の事業用及び居住用の賃借について、今後6ヵ月間にわたる立ち退きの猶予（moratorium on evictions）に合意
- 連邦政府は、29日、新型コロナウイルスに関する情報アプリとWhatsAppのチャンネル（aus.gov.au/whatsapp）を立ち上げた旨公表

※3月26日から実施している当館への入館規制については、3月31日より、一度に入館できる人数を家族の場合を除き最大で2名とさせていただき、3名以上となる場合は携帯電話番号等のご連絡先を控えさせていただいた上で、館外でお待ちいただき、入館可能となり次第、連絡させていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 国家内閣は、以下のとおり、3月30日深夜からの集会等に関する制限を発表しました。

（1）国家内閣は、以下の場合を除き、屋外・屋内含め家族以外との集会は2人（自分ともう1人）に制限することに合意した（各州・準州がこれを遵守させる為の方策を決定）。

- ・同一世帯の者が一緒に外出する場合
- ・葬儀最大10人、結婚式最大5人

※また、これに伴い、3月26日から実施している当館への入館規制については、3月31日より、一度に入館できる人数を家族の場合を除き最大で2名とさせていただき、3名以上となる場合は携帯電話番号等のご連絡先を控えさせていただいた上で、館外でお待ちいただき、入館可能となり次第、連絡させていただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

（2）国家内閣は、感染拡大を防ぐため、以下の場合を除き、全ての豪州人に対し、自宅待機するよう強く要請する。

- ・食料等生活必需品等の購入
- ・必要な医療や健康上の処置を行う場合（人道的に必要とされる場合を含む）
- ・公の場での集会の条件を遵守した運動
- ・在宅での実施が困難な場合の通勤・通学

（３）国家内閣は、遊び場、スケートボード場、公の場の屋外ジムを閉鎖することに合意した。短期集中トレーニング（ブートキャンプ）はトレーナーとの２名に制限される。

２ 国家内閣は、７０歳以上の者、既存症又は併存症を有する６０歳以上の者及び既存症又は併存症を有する５０歳以上の先住民に対し、最大限実行可能な範囲で自宅での自己隔離を強く求めました。

※在留邦人の皆様におかれても、上記にあてはまる方は感染を防ぐために最大限実行可能な範囲で自宅での自己隔離に努めていただき、外出する場合は、他人との接触をできるかぎり回避して下さい。

３ 国家内閣は、新型コロナウイルスの影響により経済的困窮し、家賃支払い義務を果たすことができない者による事業用及び居住用の賃借について、今後６ヵ月間にわたる立ち退きの猶予（moratorium on evictions）に合意しました。事業用物件に関し、国家内閣は、事業用賃貸を支援するための、連邦、州・準州、地方政府による介入を支える、財務大臣が承認した共通原則に合意しました。

４ 連邦政府は、２９日、新型コロナウイルスに関する情報アプリと WhatsApp（aus.gov.au/whatsapp）のチャンネルを立ち上げた旨、公表しました。

詳しくは、以下のサイトをご確認ください。

豪首相府メディア・ステートメント

<https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-statement>